

## 『でんごん広場』掲載依頼にあたって（注意事項）

『でんごん広場』は市民のみなさんの情報交換の場として掲載するものです。申し込みにあたっては、次の事項をご確認ください。

### 掲載の基準

- 構成員の過半数が市内に在住している3人以上の団体であること
- 主な活動場所又は行事の開催会場が市内の公的施設又はこれに準ずる施設
- 行事案内については、だれもが参加できるものであること
- ※個人の活動や個人宅・民間施設で行う行事案内及び対象・目的が特定される行事案内（説明会など）は掲載できません。
- ※上記の基準を満たしていなくても、掲載できる場合があります。

### 掲載できないもの

- 営利活動、宗教的活動、政治的活動、個人の宣伝を目的としたもの
- 活動内容が掲載内容と異なるもの
- 掲載の意図や内容が不明確なもの
- その他、市が掲載を不相当と判断したもの

### 手続き方法

- 掲載依頼書を、直接広報課広報係（市役所3階）に持参してください。（ただし、公民館利用団体については利用公民館、また、体育施設登録団体については体育課に提出してください。）
- 掲載依頼の際に、団体の会則・会計報告（予算書）・会員名簿・活動計画書・施設の使用許可など活動の内容が分かるものを提出していただく場合があります。

### 掲載原稿について

- 同一団体の原稿は、行事案内と会員募集を合わせて年度内2回までの掲載とします。
- ※同一団体による行事案内と会員募集の原稿を、同一号で掲載することはできません。
- 原稿は掲載希望号発行日の2か月前から受付を開始し、1か月前に締め切ります。締め切り後、応募多数の場合は、抽選により掲載原稿を決定します。
- 掲載を依頼する際は、「広報ほんじょう」が各家庭に配布される期間を考慮して、行事開催日・申込受付開始日・締切日などについては、その月の10日以降としてください。
- 複数の団体が参加する行事案内（学校の文化祭など）については、実行委員会依頼の記事を掲載します。
- 掲載依頼書の内容に変更が生じた場合は、掲載希望号発行の20日前までに必ずご連絡ください。

### その他

- 掲載依頼書を提出していただいても、紙面の都合により掲載できない場合があります。
- 掲載の有無については、原則としてご連絡いたしません。
- 申し込まれた原稿の内容については申込者の責任とし、編集・校正は広報課の責任で処理します。
- 掲載された「広報ほんじょう」は市ホームページにPDFファイルで掲載するほか、他の媒体等で情報提供する場合があります。ご了承ください。